

「行政書士法施行規則の一部を改正する省令案」に寄せられた御意見及び
御意見に対する考え方

	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
1	規則改正案に断固反対する。(一社)自販連及び(一社)日整連には手続きを円滑に実行できる能力担保が欠如している。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、今回指定する者は、国土交通省からこれらの団体の状況等について意見を聴取し、行政書士の団体の意向を踏まえた上で、「相当の経験又は能力を有する者」であるかについて過去の実績や業務能力等を総合的に判断し、指定するものです。	無
2	行政書士の柱になる業務の例外をこれ以上作るべきではないと思います。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
3	(一社)自販連と(一社)日整連を指定するにあたり、どのような基準によりこの2団体が選ばれたのか明らかにするべきである。 また、2団体については、行政書士と異なり、何らの能力担保措置もなく、守秘義務も定められていないため、何らかの措置を講ずべきではないか。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、今回指定する者は、国土交通省からこれらの団体の状況等について意見を聴取し、行政書士の団体の意向を踏まえた上で、「相当の経験又は能力を有する者」であるかについて過去の実績や業務能力等を総合的に判断し、指定するものです。	無
4	規則の改正には反対である。継続検査の手続き代行を行っている行政書士への影響を考慮すべきである。また、今回指定する団体はコンプライアンスにも問題があるのではないか。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、今回指定する者は、国土交通省からこれらの団体の状況等について意見を聴取し、行政書士の団体の意向を踏まえた上で、「相当の経験又は能力を有する者」であるかについて過去の実績や業務能力等を総合的に判断し、指定するものです。	無
5	今回の改正は継続検査のみであっても守秘義務のない様々な人の所属する団体を追加することは非常に危険であり、改正には反対である。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、今回指定する者は、国土交通省からこれらの団体の状況等について意見を聴取し、行政書士の団体の意向を踏まえた上で、「相当の経験又は能力を有する者」であるかについて過去の実績や業務能力等を総合的に判断し、指定するものです。	無

6	<p>電子的手続きを各団体が出来るようにするのなら、書面による手続きは行政書士だけができるように厳格化すべきである。</p>	<p>行政書士法第19条ただし書きにより行政書士以外が作成可能となる手続は電磁的記録に限定されています。</p>	無
7	<p>今回の規則改正は、関係法令の改正手続等の対応、システムの準備が整い、「電子保安基準適合証」及び「電子継続検査申請」がセットで運用となるそのときに、改めて提案すべきである。</p>	<p>今回の規則改正により、(一社)自販連と(一社)日整連が継続検査の手続を行うことができるものであり、そのための申請システムについては、適切に対応されているものと国土交通省に確認しております。</p>	無
8	<p>国家資格者が担ってきた職務を、その業務に関する相当の知識があるという理由だけで、民間事業者に安易に開放することには反対である。能力担保の措置を講ずるべきではないか。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回指定する者は、国土交通省からこれらの団体の状況等について意見を聴取し、行政書士の団体の意向を踏まえた上で、「相当の経験又は能力を有する者」であるかについて過去の実績や業務能力等を総合的に判断し、指定したものです。</p>	無
9	<p>行政書士法第19条第1項ただし書については、「定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続」の基準を厳格に解釈し、運用していただきたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
10	<p>OSS手続きの拡充に際し、指定される団体以外も代行業務を行うことが可能となるような、規則改正を希望する。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回指定する者は、国土交通省からこれらの団体の状況等について意見を聴取し、行政書士の団体の意向を踏まえた上で、「相当の経験又は能力を有する者」であるかについて過去の実績や業務能力等を総合的に判断し、指定したものです。</p>	無
11	<p>本改正に概ね賛成である。 今回追加する団体が行う定型的かつ容易に行える手続の作成及び提出については、この様な便宜的措置を講じて良いのではないか。</p>	<p>本省令案に対する賛成意見として承ります。</p>	無

○提出意見数：11件